

学校感染症による出席停止の取扱いについて

学校感染症による出席停止については、学校保健安全法(第19条)において措置が講じられており、学校保健安全法施行規則より学校において予防すべき感染症の種類(第18条)、出席停止の期間の基準(第19条)等が規定されています。

① 感染症の種類及び出席停止の期間の基準

次項一覧表のとおり

② 学校感染症第三種(その他の感染症)について

学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合には、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる。「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要があり、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。

(日本学校保健会発行「学校において予防すべき感染症の解説」より抜粋)

② 「出席停止解除証明書」について

- ◇ 学校感染症第一種～第三種(その他の感染症を除く)については、保護者は「出席停止解除証明書」を医師に記入してもらい、登校園時に学校園へ提出します。
但し、小・中・高・特別支援学校における第二種のインフルエンザについては、保護者が「出席停止期間報告書」を記入し、登校時に学校へ提出します。
- ◇ 学校感染症第三種(その他の感染症)は、かかりつけ医は原則出席停止の指示は行わないため、出席停止解除証明書は発行されません。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症については、自宅待機の期間を保健所が指示するため、出席停止解除証明書は発行されません。

【 学校感染症の出席停止期間の基準 】

	病名	期間の基準	備考
第一種	※ ¹	治癒するまで。	出席停止解除証明書 あり
第二種	インフルエンザ	発症後 5 日経過し、かつ解熱後 2 日(幼児は 3 日)を経過するまで。	幼：出席停止解除証明書 小・中・高・特は出席停止期間報告書に変更
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで。	出席停止解除証明書 あり
	麻しん(はしか)	解熱後 3 日を経過するまで。	出席停止解除証明書 あり
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。	出席停止解除証明書 あり
	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで。	出席停止解除証明書 あり
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで。	出席停止解除証明書 あり
	咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。	出席停止解除証明書 あり
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。	出席停止解除証明書 あり
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。	出席停止解除証明書 あり
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。(治癒するまでが望ましい)	出席停止解除証明書 あり
	腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。	出席停止解除証明書 あり
	流行性角結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。	出席停止解除証明書 あり
	急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。	出席停止解除証明書 あり
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能。	出席停止の必要はない。
	ウイルス性肝炎	A型：肝機能が正常になれば登校可能。 B型：基本的に出席停止不要	出席停止の必要はない。
	手足口病	全身状態が安定している場合は登校可能。	出席停止の必要はない。
	伝染性紅斑(りんご病)	発しんのみで全身状態が良ければ登校可能。	出席停止の必要はない。
	ヘルパンギーナ	全身状態が安定している場合は登校可能。	出席停止の必要はない。
	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良ければ登校可能。	出席停止の必要はない。
その他 の 感 染 症	感染性胃腸炎 (ノロウィルス感染症、アデノウイルス感染症など)	下痢・嘔吐症状が軽減し、全身状態が良ければ登校可能。	出席停止の必要はない。
	アタマジラミ	出席停止の必要はない。	
	伝染性軟属腫(水いぼ)	出席停止の必要はない。	
	伝染性膿瘍疹(とびひ)	出席停止の必要はない。	

※¹エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザ)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症も第一種の感染症とみなす